

ケアプランセンターるーく運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 PLAYZ が開設するケアプランセンターるーくが行う指定居宅介護支援事業者の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者は介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3. 事業の運営にあたっては、関係市町村、老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 ケアプランセンターるーく
- ②所在地 奈良県生駒市東山町 433-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業を行う事業所の職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、指定居宅介護支援の利用申し込みにかかわる調査、業務の実施状況の把握、苦情の処理その他の管理を一元的に行う。
- (2)介護支援専門員 1名（利用者数が35又はその端数を増すごとに1とする。）
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成及びサービス担当者会議を開催する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日を休日とする。）
- (2)営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所は相談コーナーとする。
- (2) 課題分析表の種類は全国社会福祉協議会版とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は利用者の居宅又は事業所相談コーナー等とする。
- (4) 1ヶ月に1回以上は利用者宅を訪問する。

(利用料及びその他の費用等)

- 第7条 1. 居宅介護サービス計画費のうち法定代理受領分以外は介護報酬の告示の額とする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を超えて居宅介護支援を行う場合の交通費は次の額を徴収する。
- 通常の事業の実施地域を越えた地点より5km毎に100円
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は生駒市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 1. 介護支援専門員の資質向上を図るために必要な研修に参加させる。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用規約の内容とする。
4. 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
7. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
8. 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
9. この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 PLAYZ と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。
 この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。